

発行・編集
 あわらし商工会事務局（本所） 〒919-0621 福井県あわらし市市姫一丁目9-21
 TEL: 0776-73-0248 FAX: 0776-73-7145
 あわらし商工会事務局（支所） 〒910-4103 福井県あわらし市二面2丁目701
 TEL: 0776-78-6311 FAX: 0776-78-7801

消費税の軽減税率とは？

軽減税率とは、特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることをいいます。

消費税率を10パーセントに引き上げる際、低所得者対策として食料品や新聞などが軽減税率（複数税率）の対象品目となり、税率は8パーセントのまま据え置かれることになっています。

- 実施時期はいつなの？ ⇒ 平成31年10月1日（消費税率引上げと同時）
- 税率はどうなるの？ ⇒ 標準税率10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
軽減税率8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
- 軽減税率の対象品目は何？ ⇒ 酒類・外食・ケータリング・出張料理等を除く飲食料品
週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

【軽減税率の対象となる飲食料品の範囲】



国税庁HP引用

軽減税率の対象となる商品を扱っている事業者の方へ

現在お使いのレジが軽減税率に対応しているかご存知ですか？軽減税率が導入された後は、商品によって複数の税率を使い分けなければいけないケースが出てくるため、軽減税率つまり複数税率に対応したレジが必要となります。

複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度があります。

但し、補助事業の完了期限は、平成31年9月30日までとなっています。

また、補助金の申請受付期限の具体的な時期については、中小企業庁ホームページにてご確認ください。



ゆ〜i夢カード 12月30日(土)まで

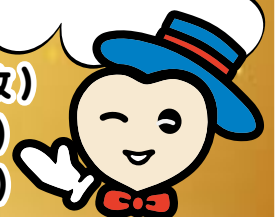
年末大売出し実施中!

ファンファーレが鳴ったらその場で
お買い物券進呈!

お買物をして
ポイントをもらおうと...
ポイントマークの
かわりに

- ①が出たら▶▶ 1,000円(100円券×10枚)
- ②が出たら▶▶ 500円(100円券×5枚)
- ③が出たら▶▶ 100円(100円券×1枚)

※お問合せは・・・あわらし商工会内ゆ〜i夢カード協同組合まで (TEL78-6311/73-0248)



中小企業等経営強化法に基づく支援措置

(1) 制度の概要

中小企業者等が、適用期間内に中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合、**固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減**されます。

- ・ 中小企業者：資本金・出資金の額が1億円以下の法人と、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・ 適用期間：平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間
- ・ 一定の設備：下記の表の対象設備のうち、以下の2つの要件を満たすもの
 - ①一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はありませんが中古資産は対象外です）
 - ②経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

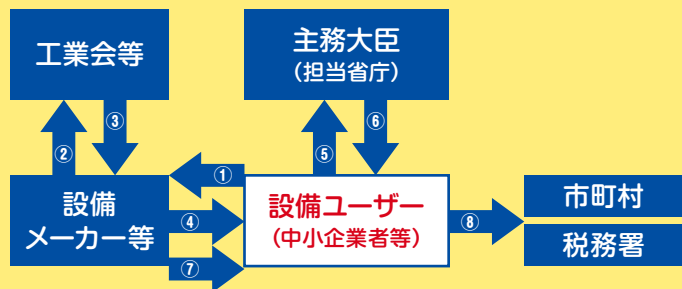
対象設備（償却資産として課税されるものに限る）

設備の種類	用途又は細目	最低価格（1台1基の取得価格）	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具、検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て	60万円以上	14年以内

(2) 適用の手続き

工業会等からの証明書が必要です。

- ①設備ユーザーから設備メーカー等へ 証明書発行依頼
- ②設備メーカー等から工業会等へ 証明書発行申請
- ③工業会等から設備メーカー等へ 証明書発行
- ④設備メーカー等から設備ユーザーへ 証明書入手
- ⑤設備ユーザーから担当省庁へ 計画申請
- ⑥担当省庁から設備ユーザーへ 計画認定
- ⑦設備メーカー等から設備ユーザーへ 設備取得
- ⑧設備ユーザー 税務申告



企業経営に大きなプラス効果をもたらす！
知的財産の有効活用のための相談支援！
どんな事でもお電話下さい。(相談無料・秘密厳守)

知財専門家(弁理士)による無料相談会開催

- ◆毎週木曜日 午後1時30分より 無料相談会開催
- 場所：(一社)福井県発明協会(福井県工業技術センター内)
- TEL：0776-55-2100

(独)工業所有権情報・研修館事業

使用者も、労働者も、
必ず確認、最低賃金。

最低賃金の改定

福井県最低賃金

時間額 **778円**

(効力発生日 平成29年10月1日)

福井県内の特定最低賃金

- ・ 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 … 時間額 780円
- ・ 繊維機械、金属加工機械製造業 … 時間額 844円
- ・ 電気機械器具製造業 … 時間額 820円
- ・ 百貨店、総合スーパー … 時間額 805円

(効力発生日 平成29年12月24日)

福井県最低賃金は福井県内すべての労働者と使用者に適用されます。年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

ただし、上記業種に該当する労働者とその使用者については、該当する産業別最低賃金が適用されます。

※通勤手当・家族手当・精進手当・時間外手当等は含まれません。詳しくは、福井労働局 労働基準部 賃金室（電話0776-22-2691）までお問い合わせください。

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目9-21 TEL 73-0248